

青森県
新型インフルエンザ
患者（有症者）
対応マニュアル
【第1版】

平成19年3月28日版

青 森 県

はじめに		1	
	1．目的	1	
	2．実施時期	1	
	3．本マニュアルの見直し等	2	
症例定義		3	
発生段階別患者（有症者）数		5	
患者（有症者）の連絡・届出		7	
	1．基本方針（各発生期別）	7	
	1．海外発生期及び国内発生期	1．海外発生期及び国内発生期	7
		2．県内発生・小流行期	7
		3．県内流行期・大規模流行期	8
		4．県内流行終息期	8
	2．対応策（患者発生初期）	10	
	1．要観察例患者（疑似症患者を含む）の連絡・届出	1．要観察例患者（疑似症患者を含む）の連絡・届出	10
		2．確定患者（疑似症から確定診断に決定した場合）の届出	11
	各保健所の連絡先		13
	各発生段階別患者（有症者）対応方針		14
		1．基本方針（各発生期別）	14
1．海外発生期		1．海外発生期	14
		2．国内発生期	15
		3．県内発生・小流行期	16
		4．県内流行期・大規模流行期	17

	5 . 県内流行終息期	1 9
	2 . 対応策（患者発生初期）	2 1
	第 1 新型インフルエンザを疑う者（以下「有症者」という。） が保健所へ電話相談した場合の対応	2 1
	1 . 有症者が「要観察例患者」でないと判断した場合	2 1
	2 . 有症者が「要観察例患者」であると判断した場合	2 2
	第 2 有症者が（事前の電話なしに）一般医療機関等を受診した 場合の対応	2 8
	1 . 有症者が「要観察例患者」でないと判断した場合	2 8
	2 . 有症者が「要観察例患者」であると判断した場合	2 8
	第 3 有症者が指定医療機関を受診した場合の対応	3 6
	1 . 有症者が「要観察例患者」でないと診断した場合	3 6
	2 . 有症者が「要観察例患者」であると診断した場合	3 6
検体の検査		4 2
患者（有症者）対応方針に基づく疑似症患者・確定患者等の移送等		4 3
	1 . 移送の対象者	4 3
	2 . 患者（有症者）対応方針に基づき紹介及び移送先となる 指定医療機関等	4 3
様式		4 5
< 参考 > 検疫（空港、港）で有症者が発生した場合の対応		1
	第 1 青森空港で発生した場合	1
	1 . 検疫法第 6 条に基づく検疫前の通報により有症者がいる ことが把握できた場合（新型インフルエンザ発生地域から 来航する航空機も新型インフルエンザ発生地域でない 地域から来航する航空機も同様の扱いとなる。）	1

	2 . 検疫法第 6 条に基づく検疫前の通報により有症者がいないとの連絡があった場合	3
第 2	青森港で発生した場合	4
	1 . 検疫法第 6 条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合	4
	2 . 検疫法第 6 条に基づく検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの連絡があった場合	6
第 3	八戸港で発生した場合	8

フ ロ - 図 参 照